

高山市告示第62号

高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例（平成13年高山市条例第17号）第11条の規定により大規模開発事業の構想の届出があったので、同条例第12条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該構想の届出書を縦覧に供する。

なお、当該構想について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに市長に意見書を提出することができる。

令和8年6月24日

高山市長 田 中 明

記

- 1 大規模特定事業者の住所及び氏名
高山市西町71番地
井上小水力発電株式会社
代表取締役 井上博成
- 2 開発区域の土地の地名地番
高山市高根町野麦字濁川橋詰東平114番2 外16筆
- 3 開発構想の内容
濁川小水力発電所工事
- 4 開発区域の土地の面積
9,974.00㎡
- 5 届出書の縦覧の場所、期間及び時間
高山市役所都市政策部建築住宅課、高根支所基盤産業課
令和8年6月24日から令和8年7月15日まで
午前8時30分から午後5時15分まで
- 6 開発構想に対する意見書の提出期限
令和8年7月22日